

倉吉市関金B & G海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月21日

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市条例第48号

倉吉市関金B & G海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

倉吉市関金B & G海洋センターの設置及び管理に関する条例（平成17年倉吉市条例第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(名称及び位置) 第3条 略	(名称及び位置) 第3条 略
<u>(指定管理者による管理運営)</u> 第4条 <u>教育委員会は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に海洋センターの管理運営を行わせるものとする。</u>	
<u>(指定管理者の業務等)</u> 第5条 <u>指定管理者は、次に掲げる事業又は業務を行うものとする。</u> <u>(1) 第2条の設置の目的を達成するために行う事業</u> <u>(2) 海洋センターの利用の許可に関する業務</u> <u>(3) 海洋センターの施設等の維持管理に関する業務</u> <u>(4) その他施設の運営に関して教育委員会が必要と認める業務</u>	
<u>(利用時間及び利用日)</u> 第6条 <u>海洋センターの利用時間及び利用日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、利用時間及び利用日を変更することができる。</u> <u>(1) 利用時間 午前9時から午後6時まで</u> <u>(2) 利用日 4月1日から9月30日までの日</u>	

（月曜日及び火曜日（その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。以下同じ。）である場合は、その直後の休日でない日）を除く。）

（利用の許可）

第7条 海洋センター（附属設備及び器具を含む。以下同じ。）を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項及び次条の許可をする場合において管理上必要な条件を付することができる。

（特別設備等の制限）

第8条 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、海洋センターに特別の設備を設け、若しくは設備に変更を加え、又は備付けの器具以外のものを搬入しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

（許可の基準）

第9条 指定管理者は、海洋センターの利用が次に掲げるいずれかの場合に該当すると認められるときを除き、利用を許可するものとする。

- （1） 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある場合
- （2） 施設、附属設備等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがある場合
- （3） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるおそれがある場合
- （4） 前3号に掲げる場合のほか海洋センターの管理上支障がある場合

（目的外利用等の禁止）

第10条 利用者は、第7条第1項の許可を受けた目的以外の目的に海洋センターを利用し、又はその利用の権利を第三者に譲渡してはならない。

（利用の許可）

第4条 海洋センター（附属設備及び器具を含む。以下同じ。）を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。

- （1） 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- （2） 施設、附属設備等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- （3） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
- （4） その他管理上支障があると認められるとき。

3 教育委員会は、第1項及び次条の許可をする場合において管理上必要な条件を付することができる。

（特別設備等の制限）

第5条 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、海洋センターに特別の設備を設け、若しくは設備に変更を加え、又は備付けの器具以外のものを搬入しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

（目的外利用等の禁止）

第6条 利用者は、第4条第1項の許可を受けた目的以外の目的に海洋センターを利用し、又はその利用の権利を第三者に譲渡してはならない。

<p>(利用許可の取消し等)</p> <p><u>第11条</u> 指定管理者は、利用者の申出による場合のほか、利用者が次に掲げるいずれかの場合に該当すると認めるときは、<u>第7条第1項</u>の許可を取り消し、利用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1) この条例の規定に違反した場合</p> <p>(2) この条例の規定に基づく許可の目的又は条件に違反した場合</p> <p>(3) 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けた場合</p> <p>(4) <u>前3号に掲げる場合のほか海洋センターの管理上支障がある場合</u></p>	<p>(利用許可の取消し等)</p> <p><u>第7条</u> 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、<u>利用の許可を取り消し、利用を制限若しくは停止し、入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。</u></p> <p>(1) この条例の規定に違反したとき。</p> <p>(2) この条例の規定に基づく許可の目的又は条件に違反したとき。</p> <p>(3) 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたとき。</p> <p>(4) <u>その他管理上支障があると認めるとき。</u></p> <p><u>2 利用者が利用を取り消しようとするときは、あらかじめ教育委員会に届出をしなければならない。</u></p>
<p>(利用料金)</p> <p><u>第12条</u> 利用者は、<u>利用の許可を受けたときは、別表に定める利用料金を納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。</u></p> <p>3 <u>利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。</u></p>	<p>(使用料)</p> <p><u>第8条</u> <u>海洋センターを利用するときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>市長は、特別の理由があると認めるときは、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p>
<p>(利用料金の減免)</p> <p><u>第13条</u> 指定管理者は、<u>市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。</u></p>	
<p>(利用料金の不還付)</p> <p><u>第14条</u> <u>既納の利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めによらない理由により利用できなくなったときその他特別な理由があると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p>	<p>(使用料の不還付)</p> <p><u>第9条</u> <u>既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p>
<p>(原状回復の義務)</p> <p><u>第15条</u> 利用者は、<u>海洋センターの利用を終了したとき又は第11条の規定により許可を取り消され、若しくは利用の停止を命ぜられたときは、速やかにこれを原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。</u></p>	<p>(原状回復の義務)</p> <p><u>第10条</u> 利用者は、<u>海洋センターの利用を終了したとき又は第7条の規定により許可を取り消され、若しくは利用の停止を命ぜられたときは、速やかにこれを原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。</u></p>
<p>(損害賠償の義務)</p> <p><u>第16条</u> 略</p>	<p>(損害賠償の義務)</p> <p><u>第11条</u> 略</p>
<p>(委任)</p> <p><u>第17条</u> 略</p>	<p>(委任)</p> <p><u>第12条</u> 略</p>
<p>別表 (第12条関係)</p> <p>倉吉市関金B & G海洋センター利用料金</p>	<p>別表 (第8条関係)</p> <p>倉吉市関金B & G海洋センター使用料</p>

区分	単位	ヨット・カヌー	カッター・ボート
一般	1人1時間	550円	1,100円
	につき		
小学生、中学生、高校生	1人1時間	330円	550円
	につき		
備考	1時間未満の端数は、		1時間
	として取り扱う。		

区分	単位	ヨット・カヌー	カッター・ボート
一般	1艇2時間	530円	1,040円
	につき		
小学生、中学生、高校生	1艇2時間	310円	520円
	につき		
備考	2時間未満の端数は、		2時間
	として取り扱う。		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な指定管理者の指定その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。